

電気料金種別定義書

【動カプラン】

株式会社グローアップ

目次

I. 総則	3
1. 適用	3
2. 実施期日	3
3. 定義	3
II. 契約種別および電気料金	3
4. 契約種別	3
5. 動力プラン	3
6. 電気料金	4
III. 契約の変更	4
7. 契約電力の変更	4
8. 本定義書の変更および廃止	4
別表	4
1. 電気料金	5
2. 燃料費調整	5

I. 総則

1. 適用

(1) 電気料金種別定義書【動力プラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

(2) 本定義書は、沖縄県および離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り）を除いた日本全国に適用します。

(3) 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

2. 実施期日

「本定義書」は、2022年4月1日より実施するものとします。

3. 定義

(1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間を言います。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(3) その他の言葉は、電気供給約款によるものとします。

II. 契約種別および電気料金

4. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	提供エリア	契約種別
電力需要	北海道電力管内	北海道 動力プラン
	東北電力管内	東北 動力プラン
	東京電力管内	東京 動力プラン
	中部電力管内	中部 動力プラン
	北陸電力管内	北陸 動力プラン
	関西電力管内	関西 動力プラン
	中国電力管内	中国 動力プラン
	四国電力管内	四国 動力プラン
	九州電力管内	九州 動力プラン

5. 動力プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において電灯または小型機器とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

6. 電気料金

(1) 料金は、基本料金、従量料金、電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額の合計とします。なお、燃料費等調整額は、別表 2（燃料費調整）により算定された燃料費調整額の合計とします。基本料金、従量料金は、別表 1（電気料金）のとおりとします。

(2) 割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。

III. 契約の変更

7. 契約容量の変更

(1) 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

(2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電力を変更することはできません。

(3) 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

8. 本定義書の変更および廃止

(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1、電気料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	基本料金		従量料金単価		
				夏季	その他季
北海道電力管内	契約容量1キロワットにつき	910円	契約容量1キロワットにつき	17.89円	17.89円
東北電力管内	契約容量1キロワットにつき	770円	契約容量1キロワットにつき	18.91円	16.87円
東京電力管内	契約容量1キロワットにつき	860円	契約容量1キロワットにつき	16.36円	14.32円
中部電力管内	契約容量1キロワットにつき	800円	契約容量1キロワットにつき	17.35円	15.31円
北陸電力管内	契約容量1キロワットにつき	790円	契約容量1キロワットにつき	12.79円	10.75円
関西電力管内	契約容量1キロワットにつき	820円	契約容量1キロワットにつき	13.31円	11.27円
中国電力管内	契約容量1キロワットにつき	810円	契約容量1キロワットにつき	14.82円	12.79円
四国電力管内	契約容量1キロワットにつき	860円	契約容量1キロワットにつき	14.83円	12.8円
九州電力管内	契約容量1キロワットにつき	820円	契約容量1キロワットにつき	15.34円	13.31円

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、および γ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

北海道 動力プラン	$\alpha = 0.4699$	—	$\Gamma = 0.7879$
東北 動力プラン	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\Gamma = 0.7386$
東京 動力プラン	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\Gamma = 0.2512$
中部 動力プラン	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\Gamma = 0.4275$
北陸 動力プラン	$\alpha = 0.2303$	—	$\Gamma = 1.1441$
関西 動力プラン	$\alpha = 0.014$	$\beta = 0.3483$	$\Gamma = 0.7227$

契約種別	$\alpha = 0.014$	$\beta = 0.0400$	$\Gamma = 0.1221$
中国 動力プラン	$\alpha = 0.1543$	$\beta = 0.1322$	$\Gamma = 0.9761$
四国 動力プラン	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\Gamma = 1.0588$
九州 動力プラン	$\alpha = 0.0053$	$\beta = 0.1861$	$\Gamma = 1.0757$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ニ)基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価	$= (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times$	$\frac{\text{(2)の基準価格}}{1,000}$
---------	--	---------------------------------

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ニ)基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価	$= (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times$	$\frac{\text{(2)の基準価格}}{1,000}$
---------	--	---------------------------------

(ロ) 基準燃料価格は以下のとおりといたします。

契約種別	基準燃料価格
北海道 動力プラン	37,200円
東北 動力プラン	31,400円
東京 動力プラン	44,200円
中部 動力プラン	45,900円
北陸 動力プラン	41,000円

地区 動力プラン	単価 (円)
関西 動力プラン	27,100円
中国 動力プラン	26,000円
四国 動力プラン	26,000円
九州 動力プラン	27,400円

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均
 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたし

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	その年の1月の検針日から翌年の 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	その年の2月の検針日から翌年の 3月の検針日の前日までの期間
	その年の3月の検針日から翌年の

毎年11月1日から1月31日までの期間	その年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から2月末日までの期間	その年の4月の検針日から翌年の5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算出された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

北海道 動力プラン	1キロワット時につき	19銭3厘
東北 動力プラン	1キロワット時につき	21銭7厘
東京 動力プラン	1キロワット時につき	22銭8厘
中部 動力プラン	1キロワット時につき	22銭9厘
北陸 動力プラン	1キロワット時につき	15銭8厘
関西 動力プラン	1キロワット時につき	16銭2厘
中国 動力プラン	1キロワット時につき	24銭1厘
四国 動力プラン	1キロワット時につき	19銭2厘
九州 動力プラン	1キロワット時につき	13銭4厘